

### 第 3 4 6 回徳島海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和 3 年 1 月 2 6 日 (火) 午後 2 時から
- 2 場 所 徳島県水産会館 大研修室
- 3 出席委員 岡本 彰、福山 徳、井村保裕、中野憲次、  
若木克美、杣友光明、福島 茂、宮本訓二郎、  
甘利和司、井上政雄、團 昭紀、兵庫賢美、  
武田秀彦、
- 4 欠席委員 村上里香、福井典代
- 5 事務局 山本課長補佐
- 6 県出席者 西岡主任 鈴木主任 赤澤主任
- 7 議 題
  - (1) 知事許可漁業の許可方針の策定及び改正について (協議)
  - (2) 知事許可漁業の申請期間について (協議)
  - (3) あわびの殻長制限に係る委員会指示について (指示)
  - (4) まあじ・まいわし太平洋系群に関する令和 2 管理年度における徳島県漁獲可能量の設定について (諮問)
  - (5) その他

## 8 議事進行

局長： 定刻が参りましたので、これより、第346回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日、杉本が所用のため出席できませんので山本が代理を務めさせていただきます。

本日の会議には、15名中13名の委員の出席を賜っております。本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長： 改めまして、皆さんこんにちは。委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日もよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から第346回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議の議事録署名は、杣友委員さんと福島委員さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議題 1 は、「知事許可漁業の許可方針及び改正について」でございます。それでは、事務局より説明をお願いします。

漁業調整課：資料1の基づいて説明。

方針改正にあたり、字句等の細かい訂正は事務局一任でお願いいたします。

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、本件につきましては、原案どおり回答することとしてよろしいか。

委員： 異議なし。

会長： ご異議なし、でございますので、本件につきましては、協

議案のとおり回答することといたします。

次に、議題２に移りたいと思います。「知事許可漁業の申請期間について」でございます。県から説明をお願いします。

漁業調整課：資料２に基づき説明。

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、本件につきましては、原案どおりで回答してよろしいか。

委員： 異議なし。

会長： ご異議なし、でございますので、本件につきましては、原案どおり回答することと決定いたします。

次に、議題３に移りたいと思います。

「あわびの殻長制限に係る委員会指示について」でございます。県から説明をお願いします。

漁業調整課：資料３に基づき説明。

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、本件につきましては、原案どおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

会長： ご異議なし、でございますので、本件につきましては、原案どおり委員会指示を発出することといたします。

次に、議題４に移りたいと思います。

「まあじ・まいわし太平洋系群に関する令和３管理年度における徳島県漁獲可能量の設定について」でございます。県か

ら説明をお願いします。

水産振興課：資料４に基づき説明。

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

委員： 目やす数量を超えた場合、今のマグロみたいにやめなさいといってくるのか。県から。

水産振興課： 基本的に採捕停止命令にかかるものではないと考えております。たとえばマグロとかでしたら何トンとか縛りがありますが、あくまで目安で示されているものだけですので、それが極端な話倍になりましたということなら、漁獲を押さえてくださいといったようなこととなるかもしれませんが、特にこの数量に達したから止めようということにはならないと考えております。これまでどおり漁業を続けていただいて大丈夫です。

会長： 他にございませんか。他に無いようでございますので、本件につきましては、諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

会長： ご異議なし、でございますので、本件につきましては、諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

次に、議題５に移りたいと思います。

「徳島県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について」でございます。県から説明をお願いします。

水産振興課：資料５に基づき説明。

字句等の細かい訂正は事務局一任でお願いします。

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、本件につきましては、諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

会長： ご異議なし、でございますので、本件につきましては、諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

会長： 議事は以上ですが、その他なにかございませんか。

事務局： 現在の委員会ですけれども、3月31日までの任期ですけれど、3月に入りましてもう一度委員会を開きたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

あと、前回の委員会で兵庫委員の方からイセエビについての提案があり、調整課のほうでアンケートを行っております。その状況を担当の方から報告させていただきたいと思えます。

漁業調整課： 以前の海区委員会で、イセエビの漁獲制限を調整規則ではサイズで規制していますが、実際はほとんどの組合さんでは重量で制限を設けており、わかりやすいように規制を変更してはといった提案がなされましたので、各漁協さんに現状を調査させていただいた結果、やはりほとんどの漁協さんでは重量でありました。ただ漁協さんによってばらつきがあり、今後水産研究課とも相談しながらどれくらいの重量が適正か等を検討させていただき、委員会の方で報告させていただきたいと考えております。

会長： 他にありませんか。それでは、特に無いようですので以上をもちまして、第346回徳島海区漁業調整委員会を終了いたします。長時間ご審議お疲れさまでした。

以 上